

無給休職者等に係る掛金等の徴収方法について

平成5年4月1日 事務連絡

大蔵省主計局共済課長から各共済組合担当課長あて通知

無給休職者等に係る掛金等については、国家公務員等共済組合法等に基づき、組合員が組合へ払い込むこととなっている。

具体的な払い込みの方法としては、経理区分の明確化の観点から組合員の所属する支部へ現金持参又は各経理口座毎に振込を行うことを原則としているが、今回、組合員の利便に資するため、共済組合が適切に個人管理することを条件に一経理口座に振込できることとする。この場合、振込口座は短期経理とする。

なお、個人管理における組合員への通知及び支部においての管理は、別紙の内容を最低限網羅するものとして、各共済組合において作成するものとする。

(別紙)

共済組合 支部 払込額予定明細書
組合員名 _____

(単位：円)

区分	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	備考
短期経理														
短期掛金														
長期経理														
長期掛金														
貸付経理														
普通貸付														
特別貸付														
住宅貸付														
特別住宅														
貯金経理														
積立貯金														
保険貯金														
物資経理														
財形経理														
貸付金														
合計														

- (注) 1 短期掛金には、福祉事業を含んでいます。
 2 口座振込の場合は、次の口座へお願いします。なお、払込期限は、毎月____日です。
 銀行 支店 普通預金口座(短期経理) 共済組合 支部長
 3 上記の金額は、取得日時点での内容によるものです。